

別海町農業委員会議事録

(令和7年11月20日)

○開催日時 令和7年11月20日(木)
午前10時00分から午前10時50分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農業経営改善計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 10 | 議案第 6 号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |

○出席委員（22名）

会 長 27番 信 夫 重 勝

1番	羽 石 健 一	2番	加 藤 祐 介
3番	芳 賀 均	4番	阿 部 浩
5番	石 森 裕 治	8番	山 田 良 雄
9番	木 幡 誠 子	10番	佐々木 實 義
11番	竹 花 智 子	12番	猿 谷 忠 義
13番	畠 山 友 子	14番	市 川 昌 晴
15番	藤 田 浩 義	16番	石 田 昌 樹
17番	及 川 哲 夫	18番	石 小 島 敏
19番	齊 藤 春 雄	20番	岸 本 正 明
22番	豊 島 千 秋	24番	岡 崎 知 暢
25番	大 内 敏 光		

○欠席委員（4名）

会 長 代 理 26番 加 藤 真 純 6番 石 毛 剛
21番 伊 藤 一 吉 23番 目 黒 英 夫

○農業委員会事務局出席職員

事 務 局 事 務 局 長	川 畑 智 明
総 務 担 当 主 幹	成 瀬 広 子
農 地 調 整 担 当 主 幹	大 山 晋 作
農 地 調 整 担 当 主 任	沼 倉 正 広
農 地 調 整 担 当 主 事	加 藤 智 也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

9番 木 幡 誠 10番 佐々木 實

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年2月3日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席 9 番 木 幡 誠

議席 10 番 佐々木 實

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告4件、議案6件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第30回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は22名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては6番石毛委員、21番伊藤委員、23番目黒委員、26番加藤真純委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。9番木幡委員、10番佐々木委員。以上2名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（信夫会長）

日程第1 報告第1号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和6年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和7年11月10日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりとなっていますので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第1号、申請者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。砂計画高、〇〇〇m³に対し、出来高、〇〇〇m³。事業完了年月日、令和7年10月31日。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第1号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきまして、12番猿谷委員お願いいたします。

○12番 猿谷委員

はい、御説明します。11月10日に現地を見てきました。整地されており、特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

議案第1号につきまして委員説明が終わりました。

それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について。令和7年10月30日開催の第29回農業委員会総会で決定した農地中間管理機構への買入れ協議について、別海町長から協議が成立した旨の通知があったので報告する。

今回、協議成立の通知があったものは4件で、要請時における内容どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。買入れ協議成立日につきましては、令和7年11月14日となっています。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結

果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問
ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませ
んか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに
決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長(信夫会長)

日程第3 報告第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請
結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(沼倉主任)

報告第3号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果につい
て。令和7年9月29日開催の第28回農業委員会総会で決定した農地中間
管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、
別海町長から認可した旨通知があったので報告する。

今回認可の通知があったものは、所有権の移転が19件と利用権の設定が
4件で要請時における内容どおりとなっていますので、詳細については朗読
を省略させていただきます。認可日は、所有権の移転が令和7年10月27
日、利用権の設定は令和7年11月4日となっています。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結
果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問
ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませ

んか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長(信夫会長)

日程第4 報告第4号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(沼倉主任)

報告第4号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4の(7)に基づく審査に係る意見が求められ、令和7年10月23日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は25件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。なお、今回は25件全てが再認定となっております。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第5 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。

本案は10件となっております。なお、貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和3年1月25日から令和8年1月24日まで。合意解約成立の日、令和7年10月9日。土地の引渡しの時期、令和7年10月9日。

次号から第10号までの契約の内容の利用権の種類、合意解約成立の日、土地の引渡しの時期については同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第2号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、契約期間、令和5年6月19日から令和8年6月18日まで。

第3号、貸人、同上。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、契約期間、同上。

第4号、貸人、同上。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。契約の内容、契約期間、同上。

第5号、貸人、同上。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、契約期間、令和6年5月1日から令和8年6月18日まで。

第6号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、契約期間、令和2年5月26日から令和12年5月25日まで。

第7号、貸人、同上。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、契約期間、令和6年5月1日から令和11年4月30日まで。

第8号、貸人、同上。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇

〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、契約期間、同上。

第9号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。契約の内容、契約期間、平成29年7月31日から令和9年7月30日まで。

第10号、貸人、同上。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、契約期間、令和7年7月31日から令和12年7月30日まで。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、7号につきましては〇番〇〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（〇番 〇〇委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号の7号につきまして原案のとおり知事の許可を要しないことに決定します。

ここで〇番〇〇委員に対する議事参与制限を解除します。

（〇番 〇〇委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

続きまして、9号につきましては〇番〇〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（〇番 〇〇委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、9号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号の9号につきまして原案のとおり知事の許可を要しないことに決定します。

ここで○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議案第1号の議事参与制限以外の案件につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第1号の議事参与制限以外の案件につきまして原案のとおり知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第6 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第6 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、○○○○○、○○○○。借人、○○○○○、○○○○。許可を受けようとする土地の表示、○○○○○外○筆、計

〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和7年11月30日から40年間。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和7年11月30日から10年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和7年11月30日から40年間。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和7年12月19日から40年間。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和7年12月19日から40年間。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和7年12月19日から40年間。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和7年11月30日から40年間。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては、2番加藤祐介委員。

2号につきましては、18番小島委員。3号につきましては、20番岸本委員。4号から7号につきましては、9番木幡委員をお願いいたします。

それでは、1号につきまして2番加藤祐介委員をお願いいたします。

○2番 加藤祐介委員

はい、御説明します。親子間で結んでいる使用貸借が切れることから、再度40年間で更新する案件です。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして18番小島委員をお願いいたします。

○18番 小島委員

はい、御説明いたします。親子で結んでいる使用貸借期間が切れることから再設定となります。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号につきまして20番岸本委員をお願いいたします。

○20番 岸本委員

はい、御説明いたします。親子間での使用貸借期間が切れるため、再度40年間で更新する案件です。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号から7号につきまして9番木幡委員をお願いいたします。

○9番 木幡委員

はい、御説明いたします。4号と5号は〇〇の案件で、貸借期間が切れるので、再度40年間の更新案件です。6号ですが、貸借期間が切れるので、再度40年間の更新案件です。7号ですが、親子間での使用貸借期間が切れるため、再度40年間の更新案件です。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

議案第2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第7 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、○○○○○外○筆。面積、計○○○㎡。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、○○○㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、○○○○○、○○○○。転用者氏名、○○○○○、○○○○。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、○○○○○外○筆。面積、計○○○㎡。契約内容、使用貸借。目的、火山灰採取。計画内容、火山灰採取量、○○○㎡。転用基準、区分、同上。許可理由、同上。土地利用計画、同上。所有者氏名、○○○○○、○○○○。転用者氏名、○○○○○、○○○○。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号2号につきまして、12番猿谷委員をお願いします。

○12番 猿谷委員

はい、説明いたします。1号につきましては、報告第1号の継続案件で、2号につきましては、現在採取している場所の隣接地で採取するというものです。どちらも問題ないものとして確認しましたので、よろしくお願いたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。

それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第8 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第4号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は公社買入れに係る所有権の移転が4件となっております。それでは議案の朗読をさせていただきます。なお、所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限のみを朗読させていただきます。

第1号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。所有権の移転を受ける者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長小田原輝和。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、公告日。対価、〇〇〇〇円。対価の支払い期限、令和8年1月9日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第4号までの所有権の移転を受ける者、所有権の移転時期、対価の支払い期限、当事者間の法律関係につきましては、同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇〇円。

第3号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇〇円。

第4号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇〇円。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権の移転の1号2号につきましては、1番羽石委員。3号4号につきましては、24番岡崎委員にお願いします。それでは、所有権の移転の1号2号について、1番羽石委員お願いします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。1号ですが、長いこと賃貸で貸していた土地を今回公社の貸付けタイプで売買することとなりました。あっせん調整も隣接地で調整がついています。2号ですが、〇〇が昨年離農し、公社の貸付けタイプで売買することとなりました。あっせん調整も隣接地で調整がついていますので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の3号4号について、24番岡崎委員お願いします。

○24番 岡崎委員

はい、説明いたします。3号については、〇〇から公社へ貸付けタイプの売買の案件で、5年後の売買先も決まっております。4号ですが、〇〇から公社へ貸付けタイプの売買の案件で、5年後の売買先の調整もついていますので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。

それでは質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第9 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第5号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は2件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇m²。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第2号、所在、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇m²。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては、9番木幡委員。2号につきましては、12番猿谷委員にお願いします。

それでは、1号について、9番木幡委員よろしく願いいたします。

○9番 木幡委員

はい、説明いたします。11月10日に猿谷委員、岸本委員、事務局と現地を調査してきました。雑種地として見てきましたので、よろしく願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号について、12番猿谷委員よろしく願いいたします。

○12番 猿谷委員

はい、説明いたします。11月10日に現地を確認し、非農地であることを確認しましたので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎日程第10 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第6号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

て」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畑事務局長）

議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、次のとおり決議する。

この決議の経緯としましては、令和元年10月、他県の2市町において、農業委員会の会長が農地法違反の収賄の疑いにより逮捕された事件があり、これを受けて、同年11月28日、全国農業委員会会長代表集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されております。

また、本年度、他県ではありますが、農地利用適正化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生していることから、農業委員会の法令遵守と綱紀保持の取り組みの徹底を図るため、農業委員会総会等で法令遵守の申し合わせを決議し、議事録に残すよう北海道農業会議からも依頼があったところです。

それでは、決議文を読み上げさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の適正化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底すること。

令和7年11月20日別海町農業委員会。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、申し合わせ決議ですので事務局説明のみとさせていただきます。

ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり決議することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第30回総会を閉会します。